

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月1日から38年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を37年11月1日、資格喪失日に係る記録を38年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月頃から38年4月1日まで

私は、高等学校を中途退学した昭和37年10月頃に、知人の紹介でA社に入社し、38年3月末まで勤務していた。勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年11月1日から38年4月1日までの期間については、C健康保険組合の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、当該期間を含む申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B社では、当時の厚生年金保険料の給与からの控除方法について、当月控除としているところ、申立人が所持する昭和37年11月分の給与明細書によれば、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が記憶している当時のA社の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述のC健康保険組合の加入

記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年11月から38年3月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年10月頃から同年11月1日までの期間については、申立人が所持する同年10月分の給与明細書によれば、申立人は、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から8年3月7日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、6年7月及び同年8月は44万円、同年10月から8年2月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から8年3月7日まで

年金事務所からの照会により、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後に低い額に訂正されたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から8年3月7日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、6年7月及び同年8月は44万円、同年10月から8年2月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年3月8日）の後の同年3月22日付けで、6年7月及び同年8月は36万円に、同年10月から8年2月までは32万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「一般の従業員と同じ扱いであったため、自分が役員であったという認識は無い。」と述べているところ、A社の元事業主も、「申立人は現場の作業員であり、取締役であったかどうか分からない。

申立人が社会保険事務に関与するようなことは無かった。事業主だった自分がA社の経理を担当し、代表印も管理しており、当時、厚生年金保険料の滞納があったため、社会保険事務所に赴いた。」と述べていることから、申立人は、前述の減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から8年3月7日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年7月及び同年8月は44万円、同年10月から8年2月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年9月については、オンライン記録によれば、前述の8年3月22日付けで行われた遡及訂正の前後において、標準報酬月額が同額（36万円）であることが確認できることから、あつせんは行わない。

## 福島厚生年金 事案 1204

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月15日は54万5,000円、16年6月15日は55万2,000円、同年12月15日は53万8,000円、17年6月15日は55万1,000円、同年12月15日は56万5,000円、18年6月15日は57万円、同年12月15日は55万7,000円、19年6月15日は56万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日

私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社で支給された申立期間の賞与の記録が欠落している。

事業所からの賃金台帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 15 日は 54 万 5,000 円、16 年 6 月 15 日は 55 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 53 万 8,000 円、17 年 6 月 15 日は 55 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 56 万 5,000 円、18 年 6 月 15 日は 57 万円、同年 12 月 15 日は 55 万 7,000 円、19 年 6 月 15 日は 56 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月まで

私は、満 20 歳になった昭和 38 年\*月に市役所で国民年金の加入手続を自身で行った。申立期間の国民年金保険料については、最初は、手書きの納付書によって市役所の窓口で自身で一括納付し、その後は、私の父が納税組合を通して納付してくれた。

私は、納税組合が私の父から集金した項目及び金額が記載されている「昭和 39 年納税帳」を所持しているが、この納税帳には、国民年金保険料が集金されていることが記載されているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、満 20 歳になった昭和 38 年\*月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、42 年 1 月 13 日に払い出されたことが確認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している「昭和 39 年納税帳」に記載されている国民年金保険料の金額は、当時 35 歳以上の被保険者二人分の金額と考えられる上、オンライン記録によれば、昭和 39 年を含む国民年金加入期間について、申立人の両親の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、集金された国民年金保険料は、両親の分であると考えられる。

さらに、A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間については納付日を示す日付印が押されておらず、未納と記録され、オン



ライン記録と一致する上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 25 日まで

私は、申立期間当時、A社に助手として勤務しており、各種社会保険完備の条件で入社したので、厚生年金保険に加入していたはずである。しかし、同社における加入記録が無いので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人自身の記憶及び提出された写真から、期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の経理担当者は、「正社員は厚生年金保険に全員加入させていたが、助手は、アルバイトであり、アルバイトは加入させていなかった。」と述べているところ、申立人は、「入社当時、自動車運転免許証を所持しておらず、助手として勤務していた。」と述べている。また、申立人が自身同様に助手として勤務していたと記憶する者についても、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無い。

また、A社は、平成 13 年 7 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。